

農福連携をめぐる情勢

令和7年10月

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課

農福連携の現状

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。さらに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労・社会参画支援や、犯罪をした者等の立ち直り支援にも拡大。
- 様々な種類の作物が生産・加工・販売され、多様な作業が必要となる農業現場では、個々の特性に合った作業との出会いによって、障害者等も農業の貴重な働き手となるとともに、工賃の向上等を通じた生活の質の向上も実現。

「農」と福祉(障害者)の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
〔基幹的農業従事者は
20年間で約4割減少〕
- ・荒廃農地の解消 等
〔再生利用可能な荒廃農地
は全国で約9万ha〕

【福祉(障害者)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
〔障害者約1160万人のうち
雇用施策対象となるのは
約480万人、うち雇用(就労)
しているのは約114万人〕
- ・工賃の引き上げ 等

【農福連携の推進】 事例①②

障害者が持てる能力を発揮し、農業生産活動に参画



【「福」の広がりへの支援】 事例③

障害者以外の社会的に支援が必要な人たちも
農業に就労し地域社会を構成

農福連携等

①農業経営体が障害者を雇用 京丸園(静岡県浜松市)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員106名中、障害者は25名
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大
- 障害者雇用数に比例し売上増加(28年間で9倍に拡大)



誰でも正確な作業ができるよう器具を工夫

②障害者就労施設が農業参入 社会福祉法人ゆずりは会菜の花(群馬県前橋市)

- 施設を利用する障害者約20名以上が全員、年間を通じて農作業に従事
- 認定農業者・地元JAの正組合員として地域農業の重要な担い手に
- 平均工賃は7.4万円となり、県平均の約3倍を実現(R5)



個々の特性に合う作業を割り当て

③多様な人材が農業で活躍 社会福祉法人白鳩会(鹿児島県南大隅町)

- 過疎化が急速に進む地域において、事務所出所者等も含めた多様な人材が、個々の特性に合わせて、農業生産、加工・販売、レストラン等の業務に従事。
- 地域の高齢農家から農地を引き受け、耕作面積は38haに拡大

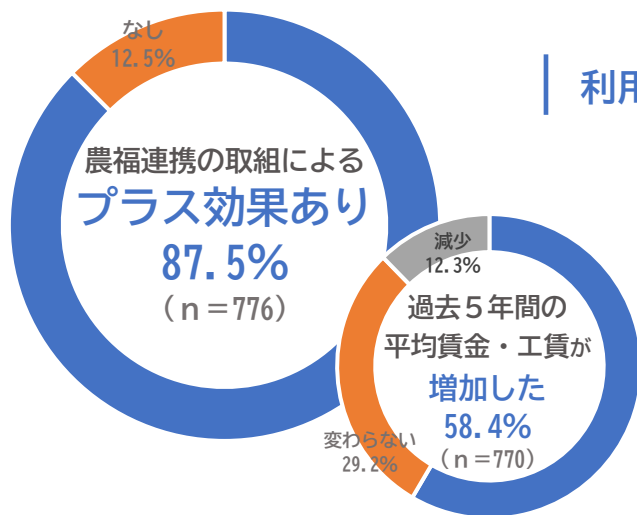


茶の収穫機操縦を障害者が実施

農福連携の効果と課題

○農業側、福祉側ともに、農福連携によりプラスの効果のあることを実感。

1. 福祉サービス事業所の回答



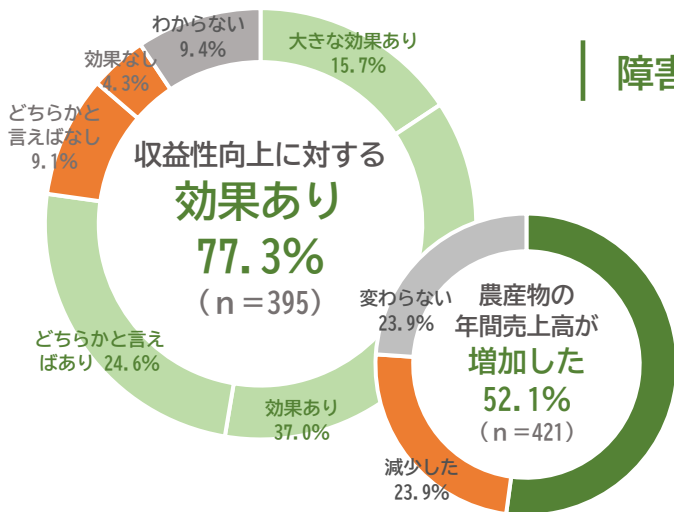
利用者へのプラス効果

- ・ 80.5%が「体力がついて長い時間働けるようになった」と回答(n = 549)
- ・ 58.3%が「表情が明るくなった」と回答(n = 655)
- ・ 46.5%が「コミュニケーション力が高まった」と回答(n = 649)

農福連携を進める上での課題 (n = 808)

販路の確保	49.6
障がい者等の適性に応じた作業の創出	48.5
農産物等の安定生産	46.9
農作業中のトイレの確保	43.9
通年で農作業等の創出	43.9
農業技術の習得	41.3

2. 農業経営体の回答



障害者等を受け入れることの効果 (n = 424)

- ・ 56.4%が「障害者等が貴重な戦力となった」と認識
- ・ 55.7%が「労働力確保で営業等の時間が増加」と認識
- ・ 31.6%が「品質の向上や収量の増加につながった」と認識

障害者等を受け入れる上での課題 (n = 422)

労働時間と農作業の調整等、スケジュールの調整	44.3
通年で働いてもらうための作業の創出	42.4
農作業の手順や技術を教えること	41.5
ほ場でのトイレ・休憩所の確保	37.2
農作業中の障がい者等の健康・安全管理	36.0
コミュニケーション	32.9

農福連携の歩み

～H18
(2006)

先進的な農業経営体や福祉事業者による農業分野での障害者就労

- 先進的な農業経営体や福祉事業者により、農業分野での障害者就労の取組が始まる。
(社)白鳩会が農業生産法人「根占生産組合」を設立〔S53〕、(株)京丸園が障害者雇用を開始〔H8〕、(有)岡山県農商が障害者雇用を開始〔H11〕ほか。

H19
(2007)

農業分野での障害者雇用の推進

- 新たな「重点施策実施5か年計画」(H19.2障害者施策推進本部決定)…農業法人等への障害者雇用の推進

H23
(2011)

農業と他分野との関わりに対する支援を開始

- 農林水産省の交付金事業において、農業・農村を医療や介護の場として活用する取組を支援。

H28
(2016)

「農福連携」の推進

- 「ニッポン一億総活躍プラン」(H28.6閣議決定)…障害者の心身にプラスの効果がある農福連携を推進
- 「経済財政運営と改革の基本方針」(H30.6閣議決定)…農福連携を含めた就労・社会生活を促進
- 「未来投資戦略2018(成長戦略)」(H30.6閣議決定)…農福連携により高齢者、障害者、生活困窮者の就労を進める
- 新たなJAS(特色JAS)の1つとして、「ノウフクJAS」が定められた(H31.3)。

H30
(2018)

「農福連携等推進ビジョン」決定

- 農福連携を強力に推進するため、内閣官房長官を議長とし、関係各省及び有識者からなる農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン」を決定(R元.6)。関係省庁とともに実施する今後の取組が位置付けられた。

R元
(2019)

R6
(2024)

食料・農業・農村基本法の改正

- 令和6年6月5日に公布・施行された改正食料・農業・農村基本法において、新たに第46条に農福連携の推進が位置づけられた。

「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」決定

- 地域ごとの課題への対応や認知度の更なる向上等に向けて、農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(R6.6)を決定。「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の連携により、取組をさらに深めていくこととされた。

「ノウフクの日」(11月29日)制定

- 首相官邸で「ノウフクの日」制定記念交流会を開催。



農場全景(白鳩会より)



ミニトマトの収穫作業(岡山県農商より)



ノウフクJAS



農福連携等推進会議



「ノウフクの日」制定記念交流会

農福連携等推進会議

- 農福連携等について全国的な機運醸成を図り強力に推進していくため、平成31年4月に官房長官を議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。
- 第3回会議(令和6年6月5日)において、農福連携等の更なる推進に向けた「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」を決定。第4回会議(令和7年6月26日)においては、現場の実践者から、地域協議会やひきこもりの状態にある者の農業での就労支援など、新ビジョンの先行事例をヒアリングし、今後の推進方策について意見交換。

構成員

議長	内閣官房長官
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣
構成員	内閣官房副長官(衆) 内閣官房副長官(参) 内閣官房副長官(事務) 内閣官房副長官補(内政担当) 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省農村振興局長

以上に加え、有識者も参画

林官房長官発言（令和6年6月5日）

農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。また、**全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会**の実現に資する取組です。



本日改定いたしました『農福連携等推進ビジョン』に基づきまして、**地域で広げる、未来に広げる、絆を広げる**、を新たなスローガンとして、政府一体となって、厚生労働省、農林水産省が中心となり、法務省、文部科学省と共に、農福連携を一層推進してまいります。

新しいK P I（重要業績評価指標）として、2030年度までに、農福連携等の取組主体数を12,000以上にする等を目標に掲げ、その実現に向けて、地域の関係者が連携して取り組めるように、市町村も参加する地域協議会を拡大してまいります。

官民を挙げて農福連携等に取り組んでいくため、国民の皆様にも御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に加えて、地域ごとの状況(農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等)に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

II 農福連携等の意義

1 社会的に支援が必要な者にとっての意義

- ・個々の特性に合った農作業により、賃金・工資の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献
- ・コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

2 農業経営体等と農村にとっての意義

- ・今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要
- ・農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

3 企業や消費者にとっての意義

- ・農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

III 農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

- ・農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
- ・障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
- ・農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
- ・企業、消費者などターゲット別のプロモーション
- ・地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
- ・地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※ 令和12(2030)年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする※

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

○ 地域単位での仕組みづくり

- ・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
- ・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

○ 障害者等が働きやすい環境の整備

- ・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
- ・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

○ 地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

- ・ノウフクJASの認証取得を推進
- ・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
- ・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
- ・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

○ 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

- ・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
- ・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

○ 新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

- ・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
- ・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
- ・エシカル消費に関心のある若年層向けにSNS等による情報発信

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

○ ユニバーサル農園※の普及・拡大

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

- ・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめた普及
- ・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

○ 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

- ・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
- ・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

○ 林福連携・水福連携の推進

- ・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)に基づく施策の推進方向について

- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。



詳しくは
こちらを
ご覧ください

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

未来に広げる

絆を広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開
- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする

● 地域協議会の体制イメージ

都道府県振興局、市町村、農業・福祉関係者、教育機関等が参画

● 地域協議会で想定される取組

- ・ 農業と福祉のネットワークづくり (交流会、体験会等)
- ・ 地域内の農福連携のルールづくり (作業単価の設定等)
- ・ マッチングや農業実習の受入れ
- ・ 事業者間で共同した販路開拓 等



恵庭市農福連携ネットワーク(北海道)



大隅半島ノウフクコンソーシアム(鹿児島県)

● ユニバーサル農園とは

世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場



NPO法人土と風の舎
こえどファーム(埼玉県)

ユニバーサル農園について

- 「ユニバーサル農園」は、子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、多様な社会的課題の解決につながる場。

※「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」より

ユニバーサル農園が目指すもの

対象者

- 障害者
- 生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者
- 子どもから高齢者まで



取組事例

- 市民農園をユニバーサル農園として利用※
※市民農園のより多様な者の利用を促すため、地域の高齢者や障害者が優先的に利用できる区画を設けることが可能
- 農業、福祉、教育等の様々な関係者が連携して、就労支援、健康づくり、介護予防、メンタルケア等を実施
- 高齢者が農作業等を通じて、運動機能低下、閉じこもり等の予防を図るなど、地域で交流し生き生きと活動できる場づくりを提供
- 生活困窮者に対して、農業等を知る機会を提供するとともに、農業法人等で就労等に向けた就労訓練を実施
- 障害者の生涯にわたる学びの場として、農業体験等を実施

多様な社会的課題の解決

- ◎障害者等の雇用・就労に向けた機会の提供又は高齢者の生きがいの創出等を目的に実施する場合には、農山漁村振興交付金において、生産施設、休憩所、トイレ等の整備等への支援が可能

取組事例

杉並区農福連携農園「すぎのこ農園」(東京都杉並区)

- 令和3年に開設。区画の一部が地域の障害者施設や保育園等の団体向けに貸し出され、障害者等の生きがい創出や健康増進、自然体験などに活用
- 農園内には、車いすも通れる広い通路やレイズドベッド※を設けるなど、バリアフリーにも配慮 ※高床式の花壇
- 地域の障害者施設等と連携したマルシェの定期開催等により、障害者施設の利用者が社会参画する機会を創出

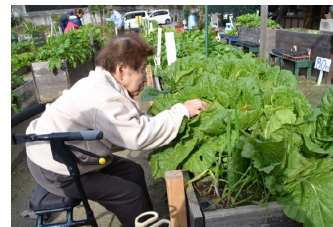


障害者による収穫体験の様子



NPO法人たかつき(大阪府高槻市)

- 平成19年に、デイサービスセンターを開所。隣接する農地を活用して、高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に園芸療法として農作業を実施
- レイズドベッドを活用し、利用者個人の区画を導入することで、利用者が主体的に農作業に取り組むことができ、身体機能の低下予防に貢献
- 地域の小学生向けの農作業体験を実施し、利用者と子どもたちとの交流を促すことで生きがいづくりに寄与



レイズドベッドを活用し農作業を実施

今後の農政における農福連携等の位置づけ

○ 改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日公布・施行)でも農福連携の推進が新たに位置づけられるなど、農林水産省としても、引き続き、農福連携等の推進に力を入れることとしている。

○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抄)

(障害者等の農業に関する活動の環境整備)

第46条 国は、**障害者その他の社会生活上支援を必要とする者**の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて**農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。**

○食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)(抄)

V 農村の振興

2 農村における所得の向上と雇用の創出(経済面)

(3)農福連携の推進

農福連携については、農業経営の発展とともに、障害者の社会参画を実現する取組であり、取組主体数は大きく増加している。今後、農村の人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中、障害者等が貴重な農業人材として活躍できるよう、取組の更なる拡大に向けた仕組みづくりと認知度の向上、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興が重要である。

このため、農業法人、社会福祉法人等による**障害者等の就労支援**、農福連携に関する**専門人材の育成**、**障害者等が働きやすい生産施設**、**障害に配慮したトイレや休憩施設**、**バリアフリー化の整備**などの支援を行う。また、市町村、農業や福祉の関係者等が参画し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う**地域協議会の拡大**、**ノウフクの日(11月29日)**等による**企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進**、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る**ユニバーサル農園の普及・拡大等を推進**する。

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)におけるKPIについて

- 令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」では、
(1)農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上
(2)地域協議会に参加する市町村数を200以上
とする目標を新たに設定。
- 令和6年度末時点において把握した農福連携等に取り組む主体数は、8,277件。
地域協議会に参加する市町村数は144。

(1)農福連携等に取り組む主体数

令和6年度末時点において把握した農福連携等の取組主体数
総計 ①+②+③=8,277件

①農林水産業経営体等による取組

(農林水産業経営体*1・JA*1)

農林水産省・林野庁・水産庁・都道府県・JA全中・JA全農調べ

取り組んでいる農林水産業経営体等数

3,918

②障害者就労施設等による取組

(障害者就労施設(A型・B型)*2・特例子会社*1)

厚生労働省・都道府県・農林水産政策研究所調べ

取り組んでいる障害者就労施設等数

4,019

③ユニバーサル農園等による取組

(ユニバーサル農園*1・高齢者施設*1・矯正施設*1・更生保護施設等*1・特別支援学校*2)

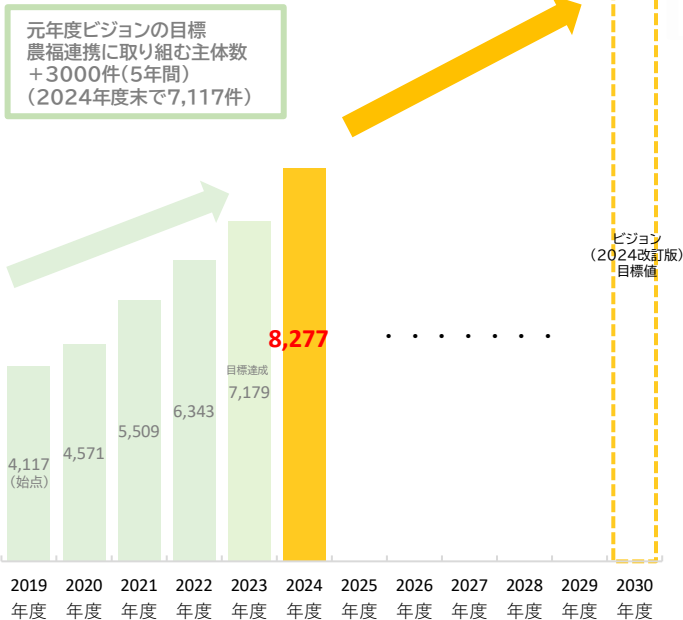
法務省・文部科学省・農林水産省・都道府県調べ

取り組んでいるユニバーサル農園等数

340

*1 令和6年度において取り組んでいた数

*2 令和5年度において取り組んでいた数



(2)地域協議会に参加する市町村数

①地域協議会に参加する市町村数

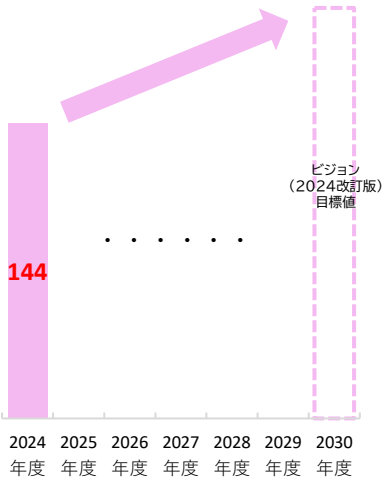
農林水産省・都道府県調べ

地域協議会に参加する市町村数

144

令和6年度において参加していた数

ビジョン(2024改訂版)の目標
200市町村(2030年度末)



農福連携の取組ステージに応じた支援

知りたい

■農福連携に関する情報発信



農福連携専用HPノウフクWEB

農福連携等 事例集 (令和6年度版)

全国における取組事例集



農福連携の早わかり動画



農福連携に取り組む
障害者の生の声

■マニュアル・ガイドブック

農福連携の取組手順や各省の支援策を紹介



農福連携ガイドブック



スタートアップマニュアル

■優良事例の選定・横展開

ノウフク・アワードの表彰



始めたい・深めたい

■ワンストップ窓口の設置

農福連携の専用窓口を各道府県に設置

■障害者等が働きやすい環境整備への支援

生産・加工施設、休憩所、トイレ等の整備への支援
【上限1000万円×1年間、1/2補助】

生産・加工技術の研修等への支援
【上限150万円×2年間、定額補助】

■専門人材の育成

障害特性に応じた農福連携の実践手法等に関する「農福連携技術支援者研修」の実施

■ノウフクJASの認証

障害者が生産行程に携わった食品等を第三者機関が認証

■企業版・地域協議会・ユニバーサル農園

取組事例やポイントを紹介



企業版 農福連携
取組事例集



地域協議会の
立ち上げに向けて



ユニバーサル農園
事例集

広げたい

■農福連携等応援コンソーシアム

国、地方公共団体、関係団体、経済団体等の616の団体・企業が参画(令和7年9月末時点)
★会員募集中！

■消費者・企業等への普及・啓発



- ・ノウフクの日、ノウフクウィークにおける全国でのイベントの実施
- ・都道府県と連携した農福連携マルシェの実施
- ・農福連携の商品の商談会の開催

■地域協議会の設立等への支援

地域における農福連携の推進に向けた活動を支援
【上限300万円×2年間】
【定額補助】

農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>

農福連携に関する
施策や情報を掲載



地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入等**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限150万円/年※）】

※整備事業が経営支援の場合は300万円/年。作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能

イ 地域協議会の設立及び体制整備 ※構成員に市町村を含むこと

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円/年）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組等**を支援します。

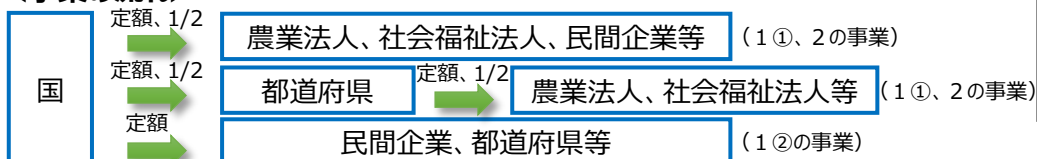
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



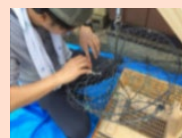
<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



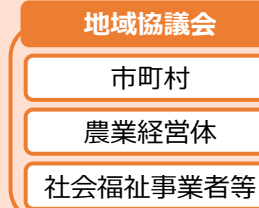
農産加工の実践研修



養殖籠補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設



② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発

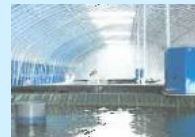


専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

農福連携の推進

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会※
- ・民間企業 ほか



※地域協議会の構成員に
市町村を含むこと
※個人に対する助成は
できません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積
- ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

- このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

< 整備事業（ハード） >

○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、経営支援(2,500万円)

【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

< 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園（農業分野への就業を希望する障害者等に対し、職業訓練の体験を提供する農園。）の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

（注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間
+自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：150万円/年、
300万円/年（整備事業
の経営支援を実施する
場合）

※マニュアル作成は、
初年度に40万円を加算可能

【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

< 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援
※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間
+自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：300万円/年

【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

< 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者等の雇用・就労に関してアドバイスする農福連携技術支援者※、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年

農福連携技術支援者の育成

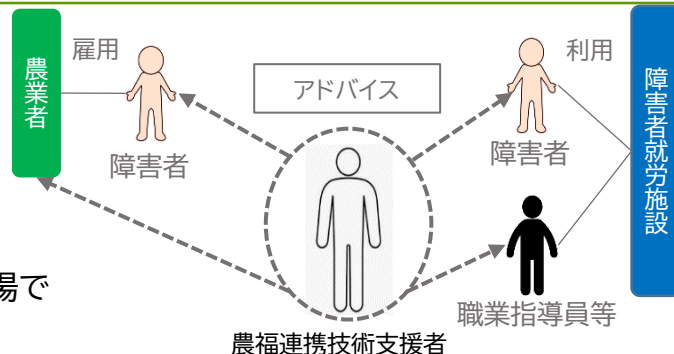
- 令和2年度から、「**農福連携技術支援者育成研修**」を**全国共通の枠組み**として実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを農林水産省が策定した**基準プログラム**に準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。認定された者は、「**農福連携技術支援者(農林水産省認定)**」として、現場において障害者等に実践する手法を支援。
- 令和6年度末までに**全国で842名を認定**。

1. 育成する人材

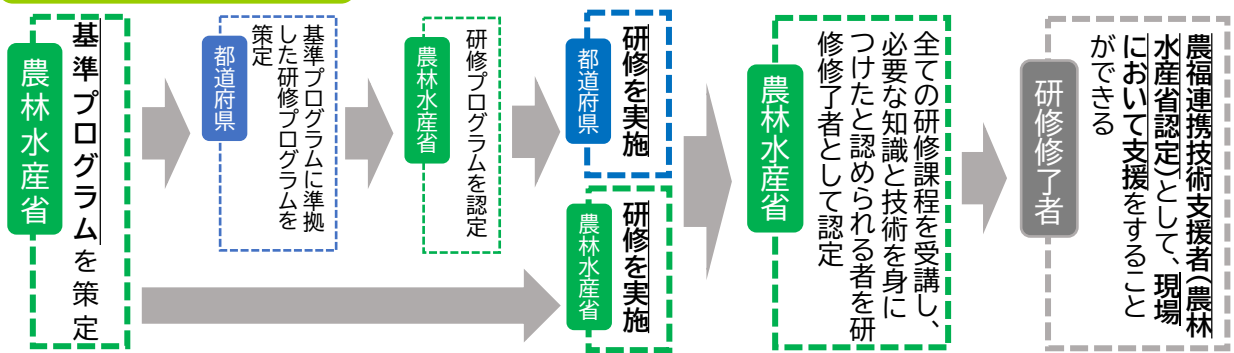
農福連携技術支援者

- ①農業者
- ②障害者就労施設の職業指導員等
- ③障害者本人

の3者に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材。



2. 育成の枠組み



3. 基準プログラム

研修形式と期間

- (1)座学講義3日間程度
- (2)演習・実地研修4日間程度
- (3)修了試験(農林水産省が作成)

カリキュラム

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・障害特性と職業的課題の基礎
- ・障害特性に対応した農作業支援技法
- ・農業者による農福連携の経営実務
- ・農作業における作業細分化・難易度評価の技法など

4. 研修の受講者

受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

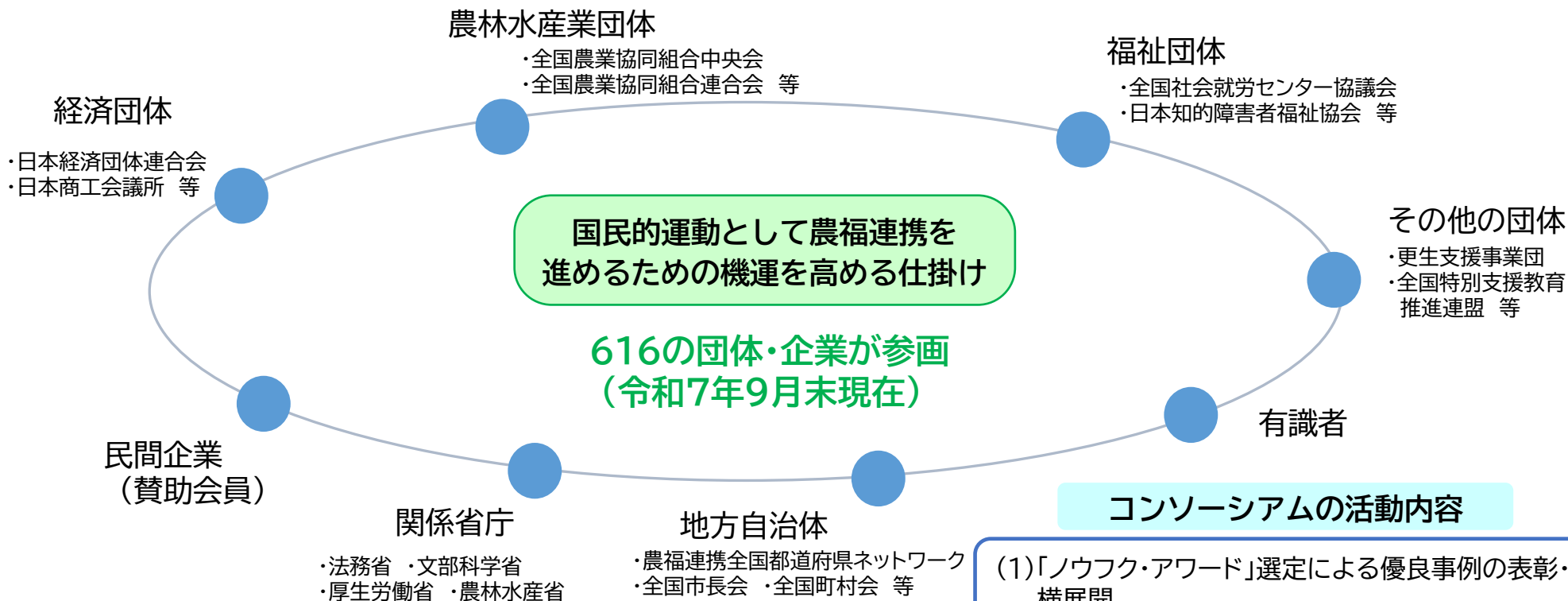
受講定員

各回につき20名程度

農福連携等応援コンソーシアムの設立

- 国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを設立。

農福連携等応援コンソーシアムの構成



コンソーシアムの活動内容

- (1)「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開
- (2)農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3)農福連携等に関する主体の連携・交流の促進
- (4)農福連携等に関する情報提供 等

コンソーシアム入会に関するお問合せ先
農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室
TEL:03-3502-0033
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html>

ノウフク・アワードについて

- 全国で農福連携に取り組む団体等を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表彰。農福連携の国民運動としての機運を高め、**全国的な展開につなげる**ことを目的として開催。
- 令和2年度に初開催し、「みんなで耕そう！」をスローガンに、「人を耕す」「地域を耕す」「未来を耕す」の観点から優れた取組を表彰。これまでの5年間で、のべ110件(44都道府県)が受賞。
- ノウフク・アワード2024では、障害者の農業生産・加工・販売での活躍、観光や輸出等との連携による工賃向上、地域の高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の農業を通じた社会参画、林福連携、水福連携等の、**農福連携等を通じた地域共生社会の実現に資する多様な事例が受賞**。

取組概要

応募対象

全国で農福連携に取り組んでいる団体等

選定方法

「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」

との観点から、優れた取組に対して

以下の賞を授与

「グランプリ」、「準グランプリ」、「優秀賞」

「フレッシュ賞」(取組開始5年以内の優れた取組)

「チャレンジ賞」(「農」や「福」の広がりに向けた取組)

審査委員

中嶋 康博* (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)

濱田 健司 (東海大学文理総合学部 教授)

松森 果林 (ユニバーサルデザインアドバイザー)

村木 厚子 (全国社会福祉協議会 会長)

米田 雅子 (東京科学大学環境・社会理工学院特任教授)

*審査委員長

2024表彰式の開催

官房長官・4大臣による祝辞



ノウフクアンバサダー
城島 茂 さん

農福連携は人の心を耕す取組。
頑張っている汗を伝えていきたい。



ノウフク・アワード2024



「ノウフク・アワード2024」表彰22団体

グランプリ

- ①株式会社菜々屋(徳島県徳島市)
・農業法人4社が共同して障害者就労施設を立ち上げ、県内の各農協と連携して、県内全域の農家で施設外就労を行い、農業経営の効率化や規模拡大に貢献。
- ②一般社団法人STEP UP(宮崎県宮崎市)
・障害者就労施設が農業生産法人を立ち上げ、障害者・刑務所出所者の就労や生活の安定に向けた支援を行うとともに、認定農業者として地域の農業に貢献。

準グランプリ(人を耕す)

- ③NPO法人熊本福祉会(熊本県熊本市)
・荒廃農地の活用、6次産業化の取組、障害者・刑務所出所者の職員としての雇用を行うとともに、農福連携の地域協議会を設立し、農業法人・JAや企業と連携して、地域ぐるみの取組を実施。

準グランプリ(地域を耕す)

- ④株式会社ココトモファーム(愛知県犬山市)
・米の生産・加工・販売を一貫して行うとともに、地域内外の企業や障害者就労施設等と連携したバウムクーヘンの開発・販売等を通じて、誰ひとり取り残さない居場所を創出。

準グランプリ(未来を耕す)

- ⑤株式会社八天堂ファーム(広島県三原市)
・障害者を含む生活困窮者の自立支援に向けて、果樹栽培、他の事業者の農福連携産品も含めた商品開発、加工・販売など、「商工農福連携」をめざした取組を実施。

優秀賞

- ⑥青森県 弘前市
・農業者と障害者等のマッチングに取り組み、独自のマニュアルや支援制度等を整備。不登校傾向等のある児童や特別支援学校の生徒向けの農業体験も実施。
- ⑦株式会社バラの学校<ナカイローズファーム>(山形県村山市)
・除草剤を使用せず無化学肥料で食用バラを栽培し、施設外就労を活用して生産規模を拡大し、花きで初となるノウフクJASを取得。農福連携に取り組む食用バラ農家の育成を実施。
- ⑧埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園(埼玉県羽生市)
・農業コースの生徒が農業者の指導による農産物の生産、企業等との連携による新商品の開発・販売を通じて、農業への知識・技能を深め、社会に貢献できる人材育成をめざす取組を実施。
- ⑨株式会社JAぎふはつひいまるけ(岐阜県岐阜市)
・JAぎふの特例子会社として、荒廃農地での農業再生に向けた取組、ユニバーサル体験農園の実施、地元企業と連携した特産品の開発などで地域に貢献。

優秀賞

- ⑩社会福祉法人 ステップ・ワン(静岡県御殿場市)
・障害者就労施設が、水耕栽培に取り組み、毎日安定出荷することで高工賃を実現。地域のスーパーとの取引拡大により、第2農場を建設するなど規模拡大を実現。
- ⑪社会福祉法人小国町社会福祉協議会(熊本県小国町)
・荒廃農地を活用した大豆栽培、豆腐製造、おからを餌にした養鶏事業、食肉加工、直売所やレストランの運営等の多角化により、障害特性に応じて働ける場を創出。
- ⑫竹福商連携による竹の資源化モデルの構築と実践(鹿児島県大崎町)
・障害者就労施設、加工業者等が連携し、地域の高齢者や障害者が放置竹林の整備や竹炭の製造を行うモデルを創出。竹炭を土壌改良材として活用したサツマイモの加工により収益化を実現。

フレッシュ賞

- ⑬ちば東葛農業協同組合(千葉県柏市)
・組合員と障害者就労施設とのマッチングにおいて、作業内容と対価をJAが調整することで年間80件のマッチングに拡大。JAの部会で初となるノウフクJASを取得。
- ⑭岐阜県立岐阜本巣特別支援学校(岐阜県岐阜市)
・農業地域にある特別支援学校として、農福連携の取組を開始。生徒が主体となり、遊休農地等を活用し、生徒が栽培しやすい特色のある『ルビー色の蕎麦』や『イタリア野菜』を生産。

優秀賞

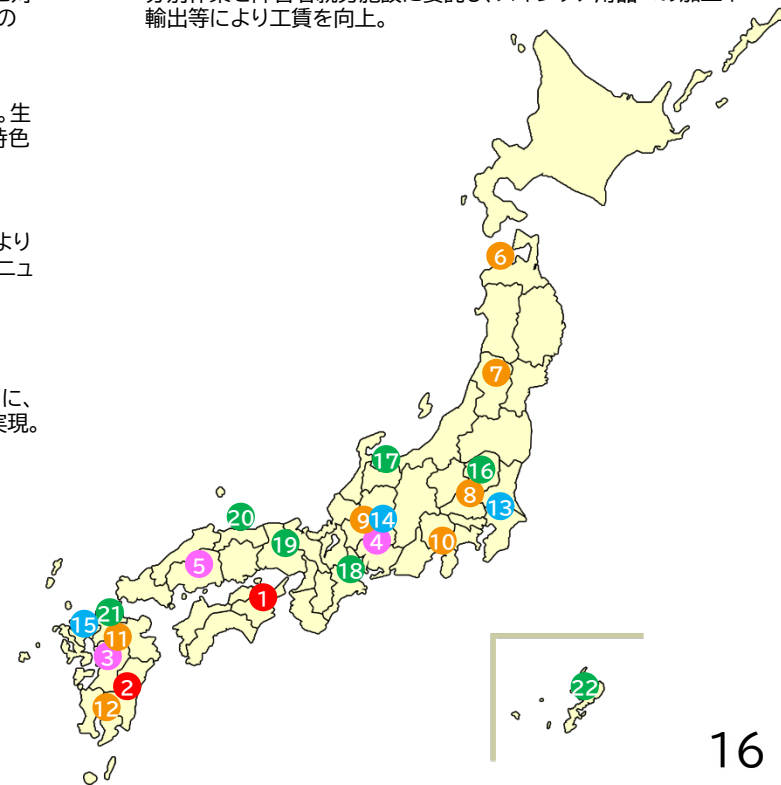
- ⑮佐賀県
・農業者と障害者就労施設のマッチングやその後のフォローにより農福連携が県全域に拡大。農業者の理解促進やマッチングマニュアルの作成により中間支援の質を向上。

チャレンジ賞

- ⑯社会福祉法人めぶき会(栃木県小山市)
・観光農園を営むグループ企業のいちご栽培を請け負うとともに、自社のキッチンカーやクレープ店での活用により、高収益を実現。
- ⑰社会福祉法人 フォーレスト八尾会 おわらの里(富山県富山市)
・地域に伝わる桑栽培のリブランディングとして、伝統工芸である和紙のパッケージによる商品開発、剪定枝のバイオマスプラスチック化等により工賃を向上。
- ⑱株式会社ケアプロフェッショナル(三重県伊勢市)
・放課後等デイサービスを運営する中で、障害者が社会参画できる場として農業参入。ワイン専用欧州ぶどうの栽培からワイン製造まで全て自社で実施し、国際交流にも発展。

チャレンジ賞

- ⑲社会福祉法人上野丘さつき会(兵庫県神戸市)
・1981年から農福連携を開始。地域の農業者の高齢化により作業受託面積を拡大し、草刈り機の操縦等にも障害者が従事。竹林の伐採・竹出し等も実施。
- ⑳NPO法人ライヴ(鳥取県米子市)
・地元漁師と連携し日本海産の海藻・魚介類を乾燥加工して販売。作業請負からの転換で工賃向上を実現。製品化までの全工程に障害者が携わることで自身の充実感・達成感も向上。
- ㉑社会福祉法人ハイジ福祉会 フラワーパッケージセンター(福岡県八女市)
・JAの部会との委託契約により花きのパッケージセンターを運営し、地域農業の維持・発展に貢献。認定農業者となり自社生産も実施。
- ㉒株式会社沖縄UKAMI養蚕(沖縄県今帰仁村)
・荒廃農地や廃校を活用し、沖縄工リ蚕の大規模養蚕を実施。繭の分別作業を障害者就労施設に委託し、スキンケア用品への加工や輸出等により工賃を向上。



ノウフクJAS(障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格)

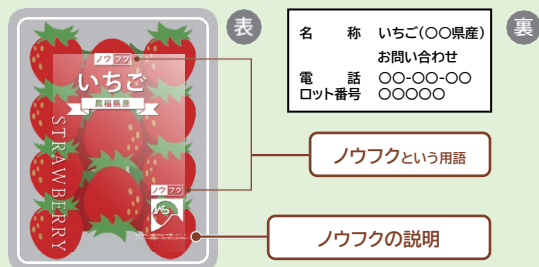
- ノウフクJASは、**障害者が生産行程に携わった生鮮食品、これを原材料とした加工食品、障害者が生産行程に携わった観賞用の植物を規格化したもの。**
- ノウフクJASの商品は、エシカル消費(地域の活性化や雇用などを含む、人・社会、地域、環境に配慮した消費行動)に関心のある消費者への訴求が期待される。



ノウフクJASの規格等の内容

ノウフク生鮮食品、観賞用の植物

- 農林水産物の**主要な生産行程**に障害者が携わっていること
- 障害者が携わった生産行程を記録し、回答できること 等



ノウフク加工食品

- ノウフク生鮮食品を**少なくとも1種類以上**使用すること 等

ノウフクという用語とその説明

+

ノウフク生鮮食品を原料に使用している旨 等



ノウフクJAS取得事例

株式会社ウィズファーム(長野県松川町)
2019年11月1日認証(第1号)

- 農業を通じた障がい者の工賃向上をめざして、りんごやぶどう等を生産。
- 個々の特性に応じた作業分解を通じて、生産行程のほとんどに障がい者が従事。
- ノウフクJASを取得したりんごジュースが大手リゾートホテル等で取り扱われ、品質の高さとともに、生産されている背景を含めて高い評価。



エシカル消費との関係

エシカル消費の要素※

人・社会

地域

環境

農福連携の商品の特徴

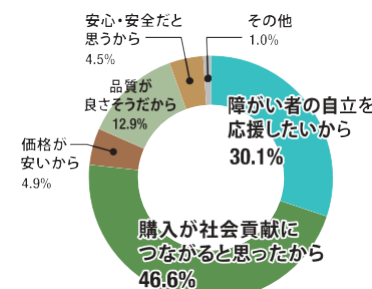
障害者の自信や生きがいの創出

地産地消への貢献

環境等に配慮した持続可能な農業の推進

※消費者庁「エシカル消費特設サイト」を参考に作成

消費者が農福連携の商品を買いたいと考える理由



「ノウフクの日」の関連イベントについて

「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」（令和6年6月5日決定）において、11月29日を「ノウフクの日」に設定し、農福連携等の更なる展開や普及に取り組んでいくこととしている。令和6年度は、11月29日周辺の11月21日（木）～12月31日（火）の期間を「ノウフクウィーク」として、全国43カ所で農福連携に関するイベント等を集中的に行い、一元的にPRを行った。

「ノウフクの日」制定記念イベント

「ノウフクの日」制定記念交流会

令和6年11月29日（金）@首相官邸

ノウフク・アワード2024でグランプリを受賞した団体など農福連携の先進的な事業者との交流、農福連携の商品の試食を実施。



11月29日はノウフクの日～サステナブルな食と地域に向けて～

令和6年12月2日（月）@SHIBUYA QWSスクランブルホール

企業をメインターゲットとした農福連携に関する展示・セミナーと農福連携の商品の商談会を同時開催。

ノウフクウィーク 関連イベント

全国での関連イベントの実施

令和6年11月21日（木）▶12月31日（火）

- ・全国各地の農福連携に関するイベント等を一元的に発信

ノウフクフェア2024 @農林水産省

令和6年11月25日（月）▶12月6日（金）

- ・食堂での農福連携限定メニューの提供
- ・「消費者の部屋」での展示・販売
- ・生協売店・書店での販売



厚生労働省、法務省、文部科学省において同時開催！

その他の関連イベント

全国農福連携フォーラム/マルシェinぎふ

令和6年10月26日（土）27日（日）

農福連携に取り組む事業者のノウフク商品の販売や農福連携の活動をPR。昨年度は岐阜県農業フェスティバルとの同時開催により、約21万人が来場。（農福連携全国都道府県ネットワークと農福連携等応援コンソーシアムの共催）

第63回 農林水産祭「実りのフェスティバル」

令和6年11月1日（金）2日（土）@池袋サンシャインシティ

農福連携の取組を含む農林水産業と食に対する理解の増進と農林水産物の消費拡大等に資するため、農林水産業啓発展及び地域農林水産展を開催。

農福連携全国フォーラム2024inちば

令和6年11月2日（土）3日（日）

農福連携の取組の更なる推進と充実を図るため、フォーラム及びマルシェを開催。

ノウフク・アワード2024

表彰式：令和7年1月22日（水）

全国で農福連携に取り組む団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組を表彰。国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的。

